

足立区就業規則作成助成金のご案内

助成金の対象者	次のすべてに該当すること ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業で区内に主たる事業所等があるもの ・ 過去に本就業規則作成助成金を受けていないこと。（申請は一事業所一回限り。） ・ 同一内容で他の公的助成または認定を受けていないこと。
助成対象経費	就業規則の作成・変更に要した社会保険労務士等への作成委託費用 (※労働協約・労働契約・服務規律の作成及び改定・変更は対象外)
助成金額	助成対象経費の半額で、上限5万円 （千円未満切捨て）
	※ 申請は先着順で受付け、予算額に達し次第締切ります。 ※ 社会保険労務士等による代行申請は受け付けておりません。
申請できる期間	・ 該当就業規則の届出が足立労働基準監督署に受理されてから1年以内
必要書類	①所定申請書 ※助成金交付申請額欄は訂正ができません。 ②足立労働基準監督署名及び受付日を表示した押印のある就業規則（変更）届又はそれに類する書類（写し） ③就業規則に係る書面・就業規則についての従業員の意見書（写し） ※就業規則に係る書面の写しについては、就業規則の表紙部分のコピーのみ。 ④助成対象経費の支払い及び内訳が確認できる書類（写し） （領収書、利用金融機関が発行する証明書類、通帳など）※請求書のみは不可 内訳として「就業規則作成または変更」等の記載が必要です。
問合せ・申請先	足立区企業経営支援課 就労・雇用支援係 〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 足立区役所南館 4 階 Tel03-3880-5469 FAX03-3880-5605 E-mail kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp 申請方法：郵送か窓口へ持参 受付時間：平日午前9時から午後5時15分まで（土日祝除く） 申請書はこちらからダウンロードできます。 https://www.city.adachi.tokyo.jp/chusho/shigoto/chushokigyo/syugyokisoku.html 

（参考）中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業の定義

業種	従業員の規模	資本金の規模
製造業・建設業・運輸業・その他	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5000万円以下
小売業	50人以下	5000万円以下